

広島県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十一年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

井関加茂線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町井関二六七一番一地从先から 神石郡神石高原町井関二六六四番一地从先まで			一四・八〇 三三・〇〇	一一二・〇〇	拡幅
			一一一・四〇 三三・〇〇	一一二・〇〇	